



1. 土地の所有者不明化の解消に向けて

地方から人が減り、田舎の地価の下落傾向が続く中、所有者の居場所や生死が直ちに判明しない、いわゆる「所有者不明」の土地いわゆる「迷子の土地」問題が、全国的にクローズアップされてきています。

その結果、公共事業や災害復旧のための用地が確保できず、事業を中止したり、ルートを変更したりする事態が生じています。東日本大震災で高台に被災者の移転用地を整備する時にも問題になり、早急な復興の妨げになっています。

東京財団が全国の自治体の税務担当者に実施した調査でも、土地の所有者がわからず、問題が生じたことが「ある」という回答が6割強にも達したそうです。所有者がわからなければ固定資産税の徴収が難しくなります。

影響が出ているのは災害復旧や徴税だけではありません。農地を再編して規模を拡大しようと思っても耕作放棄地の所有者がわからず、一向に進まない。地籍調査の障害にもなっています。

この、土地の「所有者不明化」の原因は、所有者が相続登記を放置する「権利放置」（相続未登記）と相続権者が相続を放棄する「相続権放棄」によるものです。

もとより日本では、土地の所有・利用状況を把握するための情報基盤が十分とは言えません。固定資産課税台帳の土台でもある不動産登記（権利登記）は任意であり、今後、現行制度のまま相続未登記が増えていけば、道路新設や農地集約などの土地利用をはじめ、街づくり、環境保全、防災、さらに納税義務者の特定など、さまざまな面に影響が及ぶ可能性があります。そこで、

（1）固定資産税の賦課、徴収に与える影響

市に直接的に影響する固定資産税の賦課、徴収について伺います。

平成27年度における死亡による未登記の件数と相続人代表者設定の人数、今後の見通し、平成27年度における所有者不明による課税保留、不能欠損処分の数とその額について伺います。

（答弁：税務課）

土地所有権につきましては、法務局における不動産登記により管理されています。税務課固定資産係では、その登記情報を基に課税を行っているところですが、近年、相続未登記や相続権放棄、法人の解散などによって所有者が不明となる場合があります。

原因としては、登記費用や相続問題、担保など負債の問題など様々な理由が考えられます。

そこで、死亡による未登記の件数についてですが、税務課では固定資産税の課税にあたり、所有者の情報を多く取り扱っていますが、死亡における未登記者数は把握できておりません。具体的理由としまして、

1. 課税している納税義務者に関する情報しか把握していないこと。
 2. 市外在住の納税義務者について、死亡の確認が困難であること。
 3. 登記簿に所有者名しか記載が無い場合があること。
 4. 住民登録がなく、行方不明（生死不明）となっている場合があること。
- などの理由によるものです。

次に相続人代表者の設定人数は、平成28年度で課税対象となった土地の納税義務者の個人の総数25,553人のうち相続人代表者の届出のある納税義務者数は、1,382人となっています。

また、今後の見通しにつきましては、登記手続の煩雑さや費用の問題、相続トラブルなどが考えられるため、増加する傾向にあると推測されます。

所有者不明による課税保留の事務処理は行っておりません。相続人や所有者の所在が判明した場合は、即座に納付や各種手続が可能となるように公示送達の実施を行っています。なお、平成27年度の土地に対する固定資産税の納税義務者の個人と法人を合わせた総数26,553件のうち、公示送達とした件数は80件となっております。

また、固定資産税全体の不納欠損件数は2,675件、金額は69,773,252円ですが、そのうち居所不明による不納欠損処分の数とその額については分かりません。

②市内の土地で、相続未登記、相続権放棄によって課税できない土地は発生していませんか。

（答弁：税務課）

課税の出来ない土地はありませんが、元々居所や生死が不明で送達出来ない納税通知書は公示送達となります。

（２）土地の所有者不明化の解消に向けた市の取り組み

次に、市としての土地の所有者不明化の解消に向けた取り組みについて伺います。

（答弁：税務課）

不動産登記事務を行っている法務局でも所有者不明化につながると考えられる相続未登記の問題について、その対策に力を注いでいるところで、「次世代につなぐ相続登記」というパンフレットを作成し、窓口に配置しております。

中津市でも現在、死亡の手続きの際に市民課窓口でこのパンフレットを直接関係者に手渡しています。

また、税務課としましても納税通知書発送の際にこのパンフレットを同封したり、市報やホームページに相続登記のお願いに関する記事を掲載するなど、土地の所有者不明化の解消

に少しでもつながるように取り組んで行きたいと考えています。

②すでに相続権放棄された土地はどうすれば個人や行政が活用できるのか伺います。

(答弁：税務課)

相続放棄により、相続人が不存在となった場合は、亡〇〇相続財産という風に法人格として取り扱われます。(民法第951条)

相続放棄した土地を取得しようとする場合、金融機関などの抵当権者等、被相続人に対する利害関係人が家庭裁判所に相続財産管理人の選任を請求し、その土地等の財産の処分を行わない限り取得することが出来ません。そのため利害関係人が存在しない場合は、そのまま放置されたままとなります。

また、相続財産管理人が選任されて財産の処分が行われた場合には、報酬等の費用も発生するため、費用対効果の問題等で資産価値の低い不動産等の場合は、実際には相続財産管理人を選任しないケースが多く、被相続人と利害関係に無い個人が、相続放棄された土地を取得することは困難と思われます。

ただし、行政が公共事業や災害復旧に必要な用地を確保する場合には、不在者若しくは相続財産管理制度により公共用地としての活用が可能となります。

③相続人が遠方に居住しており、相続の際、土地建物を市へ寄付したいという相談を受けますが、市としての寄附の受納の対応方針について伺います。

(答弁：財政課)

市への土地、建物の寄付採納の申し出につきましては、道路用地や公共施設用として将来的に利用計画が見込まれる場合には受納しておりますが、それ以外は寄付の受け入れは行っておりません。

山林につきましては、市有林と接地しており更に人工林が植栽されていれば、管理も一体的に出来ますので受納しても良いかと考えております。

また、現地が急傾斜地で表土が浅く、麓の集落への土石流等の災害の恐れがある場合は治山を目的とした受納を行った事例はあります。

しかし、これまでの山林寄付物件の状況を申し上げますと、現地は杉、檜等の人工林ではなく自然林(雑木)の山林が多く、また林道や作業路が整備されていなく、管理条件が厳しい場所に位置する山林が主な寄付物件でありましたので、受納は行っておりません。

④このまま放置しておくとも子の土地、建物がどんどん増えてきます。山林、農地、宅地の寄付採納の申し出を積極的に受納してはどうですか。具体的には、山林は市有林として管理、若しくは山国川森林組合へ出資、農地は農業公社へ移管、宅地は開発公社で整地、売却することも検討すべきと考えるが如何か。

(答弁：総合政策課)

山林につきましては、先程の答弁のように寄付を受けた事例があります。

山国川森林組合、農業生産法人、開発公社では、良好な市民生活の維持向上が期待できる土地以外の受入れは、管理費がかさむことから受け入れは難しいのが現状です。

⑤市として、この迷子の土地をどのように解消しようと考えているのか伺います。

(答弁：総合政策課)

所有者の不明な土地の解消についてですが、現行制度の中では、解消は困難です。

⑥ひとつの宅地でも、区画（筆）が分かれていれば別々に登記手続きが必要になるなど、登記は煩雑すぎるという声を聞いています。できるだけ簡素化し、登記に必要な費用の引き下げや相続手続きの義務化、相続権放棄された土地の国有化等を国に要望する等の対策を進めて頂きたいと思いますが如何ですか。

(答弁：総合政策課)

所有者が明確でない土地の扱いに関しましては、民間事業だけでなく公共事業においても苦慮しているところでございます。議員が指摘されるように、民法の改正による措置等が無ければ課税困難となる土地が増加することが予想されます。この問題は、財産権の根本に係る事案ですので、具体的な事例をいくつか積み上げ、市長会等を通じ、国に対して解決のための要望を行いたいと考えています。

(まとめ)

このまま「迷子の土地」が増えるのは、中津のまちづくりを進めていく上で大きな障害となります。まずは、死亡届が提出された段階で登記など土地に関する制度について詳しく説明する。さらに、市として寄附採納の受け入れの検討、国には登記や相続制度の見直しを早急に求めて頂きたいと思います。

2. 小中学校の校舎の計画的な増改築

平成28年4月に策定した中津市公共施設白書では、建築年数が30年を超えるものを「老朽化が進んでいる建物」と定義しています。市全体では、延床面積で約45.4%（不明含む）が老朽化している状態にあり、小学校では、延床面積で約72.7%、中学校では、延床面積で約41.9%が老朽化している状態にあります。これらの老朽化施設は、計画的に改築を実施しなければ将来の財政破たんの原因となります。

さらに、これまでの学校区の人口増に伴う児童数が増加している大幡小学校ではすでに教室が不足し、図書室や特別教室を普通教室や少人数学習の教室として使用している状況にあります。また、北部小学校、城北中学校では、このまま推移すれば教室が不足するのではと

危惧しています。

(1) 不足教室の現状と5年後の見通し

そこで、今年4月時点における不足教室の現状と5年後の見通しについて伺います。

(答弁：教育総務課)

現在、クラス数の増加により、一時的に図書室を普通教室に変更しているところが、鶴居小学校及び大幡小学校の2校で2教室あり、この分が不足していると認識しています。

5年後の見通しについては、普通教室は、小学校・中学校とも一時的に増える年度もありますが特別支援学級は減少する見込みでありますので、特別支援学級の状況を踏まえたところで分析した場合、5年間の学級数は減少傾向と見込まれ不足教室はないとの認識です。

②慢性的な教室不足となっている大幡小学校と今後教室が不足する北部小学校の校舎増設は喫緊の問題です。大幡小学校、北部小学校の校舎増築の計画について伺います。

(答弁：教育総務課)

現時点で、大幡小学校、北部小学校校舎の増築計画はありません。

大幡小学校には、元来、普通教室として23教室分が整備されており、現在、多様な教育形態に対応できるような少人数教室等に、一部活用しております。

また、北部小学校におきましても、普通教室として21教室分が整備されており、大幡小学校と同様に、多様な教育形態に対応できるような少人数教室等として、一部活用しております。

当面、これらの教室の利用形態の見直しにより、教室不足に対応して行きたいと考えておりますが、将来にわたり、さらに不足教室が生じることが想定される場合には、学校全体の教室の活用状況や今後の学校運営、レイアウト、国の制度や方針などの状況を勘案しまして、増改築も視野に入れながら検討したいと考えております。ただ、教室の数、子供の数により一時的であるとした場合については、学校現場と協議しながら対応したいと考えています。

③大幡小学校では、図書室で使用していた部屋を普通教室として、またオアシスホールを少人数学習や図書室として使用し、さらに音楽室、図工室を少人数教育として使用しています。また、理科室が足りずに、家庭科室や普通教室で理科の授業をしている状況にあります。そして少人数学習で使用している特別教室、オアシスホールには、今年の夏休みのエアコン設置工事が出来ていません。この教室不足をどのように解消するつもりなのか伺います。

(答弁：教育総務課)

先ほど申し上げたとおり、大幡小学校には、元来、普通教室として23教室分が整備されており、現在、多様な教育形態に対応できるような少人数教室等として、一部活用している状況です。

当面、これらの教室の利用形態の見直しにより、教室不足に対応して行きたいと考えてお

りますが、今後の児童数・クラス数の見込みを踏まえ、特別教室等のエアコン設置や今後の施設改修を含め計画する方針を学校現場とも確認した上で実施していきたいと考えています。

（２）今後１０年間の増改築の計画と必要な財源

①小中学校における１０年後の児童数の将来推計

今後１０年間で児童数が増加する小中学校とその児童数、その時点での教室不足数について伺います。

（答弁：教育総務課）

教育委員会では、現在、出生している子供の人数で推計していますので、今後５年間の推計からみると、小学校児童数は、ほぼ横ばいの傾向、中学校生徒数は増加する見込みですが、現有施設の態様変更等により教室は充足すると見込んでいます。

②今後５年間、教室は充足しているという認識なので、増改築の計画と必要な財源については、先ほどの北部小、大幡小学校の増設計画はないという答弁と一緒にですから、省略します。

本日、資料として、北部校区の将来人口推計のグラフを配付させていただきました。島根県中山間地域研究センターで開発したコンフォート変化率を使用した推計です。北部小学校では、現在の５１４人から５年後の２０２１年には６２６人、１１２名の増、２０２６年には７１４人、２００名の増となっています。さらに、２０４６年には児童数が１,０７６人、現在の２倍となり大変なこととなります。このデータを見ても北部小学校校舎の増築は必要ないと言えますか。

（答弁：教育総務課）

先ほど申しましたように、総合的に勘案して検討していくことになりますが、不足が生じることが明確になった場合には、それまでに何らかの対応をやっていく考えです。

（まとめ）

出生した０歳から５歳までの子どもの数では将来の学校の増改築の計画が立ちません。長期的な視野に立った学校の増改築の計画を早急に策定すること、さらには、慢性的な教室不足が続く大幡小学校の増築を強く求めて次の質問に入ります。

３．健康増進の取り組み

誰もが気軽に、健康の維持・増進が図れるのが「ラジオ体操」です。神奈川県立福祉大学健康サポート研究会は、平成２３年に全国都道府県市町村の保健所・市町村保健センターにアンケート調査をおこない『保健所・市町村保健センターの受持ち地域によるラジオ体操・

みんなの体操普及状況調査』をまとめました。それによると、「ラジオ体操・みんなの体操」の実施状況は、「実施している職場や学校・または体操会がある」と回答した自治体は46.3%でした。どのような場面でラジオ体操・みんなの体操を実施しているかを尋ねたところ、「運動会やスポーツ大会などのイベント時に実施している」が50.0%、「地域内の自主的グループが実施している」が47.4%でした。「学校で実施している」は25.4%であり、「健康づくりの一環として、行政指導で実施している」は19.9%と報告しています。

中津市では、平成26年3月に「すべての市民が健やかで心豊かに生活できるまち」の実現をめざし、「健康のススメなかつ21～「第2次中津市健康づくり計画」を策定しました。今回は、健康寿命延伸のキーワードでもある「運動」分野に絞って質問を行いたいと思います。

（１）健康増進に向けた運動分野の取り組み

そこで、市の実施している健康増進に向けた運動分野の取り組みについて伺います。

（答弁：地域医療対策課）

第二次中津市健康づくり計画に基づいた運動分野の取り組みでは、運動の必要性や方法を広く周知するとともに、運動に取り組みやすい環境づくりを目指しています。環境づくりについては、中津市だけではなく、計画策定に携わった関係機関にも協力をお願いしています。PTA 連合会ではミニバレーボール大会を開催する、連合自治委員会では地域の清掃活動やラジオ体操など身近な運動活動に参加する、商工会議所では始業前のラジオ体操を行うなど、それぞれの機関に、できる範囲内で取り組みをお願いしています。特に力を入れていることは、運動で健康づくり推進員を養成し、推進員が地域で運動教室を開催するといった活動を通して、市民へ運動の普及を図っていることです。

（２）ラジオ体操の実施状況と普及に向けて

健康のススメなかつ21の運動分野の具体的な取り組みでは、PTA 連合会や食生活改善推進協議会、運動で健康づくり推進協議会、連合自治委員会、商工会議所で「ラジオ体操など身近な運動を行う活動に参加します」と明記されています。

各種団体、市役所におけるラジオ体操の実施状況について伺います。

（答弁：地域医療対策課）

全部の団体の取り組み状況は把握していませんが、大分県健康経営事業所として登録している中津市内の事業所が31事業所あり、ラジオ体操を実施している事業所は10事業所です。

尚、市では運動で健康づくり推進員による地域運動教室の中で、ラジオ体操や中津市オリジナルの元気すこやか体操を行っています。

（答弁：総務課）

本庁においては、開庁日の朝8時20分から職員の健康維持管理を目的にラジオ体操を実

施していますが、参加は任意としています。

②市内小中学校におけるラジオ体操の実施状況

実は、今年の夏休み、地元の新大塚町自治会でラジオ体操を復活しました。お盆の3日間を除いた夏休み期間（37日間）実施しました。残念なことに、小学生がラジオ体操をできないのでびっくりしました。

そこで、市内小中学校におけるラジオ体操の実施状況について伺います。

（答弁：学校教育課）

各小中学校におけるラジオ体操の実施状況につきましては、体育大会・運動会の練習及び当日では、実施校は小学校で9校、中学校では2校となっています。体育の授業では、小学校1校、中学校では1校となっています。

③運動会でラジオ体操をする学校が減少した理由

20年程前から運動会でラジオ体操を見なくなりました。その理由を伺います。

（答弁：学校教育課）

ラジオ体操に限らず、準備運動としては、児童生徒の興味・関心や体育理論に基づいて、学校独自で工夫を凝らしたストレッチ運動などを実施する学校が増えているためであると考えられます。

④夏休み期間中の市内でのラジオ体操の実施率

市全域でどの程度夏休みのラジオ体操が実施されているのか伺います。

（答弁：学校教育課）

夏休みにおける各地域での実施につきましては、旧下毛地域を中心に、15小学校区で行われています。ただし、実施している小学校区内でも実施する地区と実施しない地区があります。

⑤子どもから大人まで、誰でもどこでも実施できるラジオ体操の普及に向けて

先程のアンケートでは、継続的にラジオ体操を実施していると「朝食がすすむ、よく眠れる、医者にかかることが減った」、「何事にも積極的になる」など健康維持・増進に対する意見や「仕事に入るけじめ」「朝起きの習慣」「夏休みの乱れた生活習慣を立て直す」といった規則正しい生活習慣に対する効果や「仲間の安否確認も兼ねている」など仲間と交流に対する効果が述べられています。

子どもから大人まで、誰でもどこでも実施できるラジオ体操を中津市において、普及・奨励に努めるべきと考えますが如何ですか。

(答弁：地域医療対策課)

引き続き、運動で健康づくり推進員に地域運動教室でラジオ体操を取り入れていただくとともに、希望者には、ラジオ体操のCDを貸し出すことができますので、PRしていきたいと思いをします。

(まとめ)

先ほど言いましたとおり、ラジオ体操は、子どもから大人まで、誰でもどこでも実施できる体操です。市として、自治会、子ども会や老人会、事業所等にもっともっと働きかけていただきたいと思います。

来年の夏休みには、いろんなところでラジオ体操を実施している姿を見ることができることを期待して次の質問に入りたいと思います。

4. 日田往還（中津街道）を活かしたまちづくりに向けて

日田往還は江戸時代の天領（徳川幕府直轄領）と豊前中津を結ぶ街道です。日田往還のうち、往時の石畳が残る石坂石畳道が有名で、そこを含めた日田豆田町から伏木峠へ抜ける10kmは文化庁「歴史の道百選」にも選ばれています。しかし、市境を超えて中津市に入ると案内板もなくなり、道もやぶの中に消えてしまって、一般の人が気楽に歩ける状況ではなく、どこが古道なのか分からない場所も多い有様でした。

平成19年、中津市しもげ商工会、中津市役所、立命館アジア太平洋大学の産学官が一体となって、2年にわたる古道の復元作業を実施し、大学での古道ルートの図上復原、市による整備が行われました。平成21年2月、江戸時代の街道「日田往還」を復元し、観光・教育資源としての活用を目指した「日田往還中津街道マップ」の作成・発行を記念して、江戸時代の街道“日田往還”を3日間かけて歩く「日田往還中津街道復活ウォーク」が開催されています。この中津市の宝である歴史的街道を市の文化財として指定し、復元することにより歴史的街道を活かした街づくりができないかとの思いで質問を行います。

(1) 日田往還（中津街道）の現地調査の現状と文化財的価値

最初に、日田往還（中津街道）の現地調査の現状と文化財的価値について伺います。

(答弁：社会教育課)

「日田往還」とは、江戸幕府の代官所である日田の「永山布政所」と永山布政所の出先として宇佐に置かれた「四日市陣屋」をつなぐ道の一つです。特に、日田から中津への道は、天領日田から中津城下の日田蔵まで年貢米を運んだ道であり、一般人の通行路としても近世の主要道の一つでありました。また、伊能忠敬の測量隊が通り、広瀬淡窓や頼山陽が道の記録を残しており、記念物的価値がある文化財であると認識しております。

日田往還の内、日田市内には保存状態の良い石畳の道が「石坂石畳道」として県指定史跡となっています。中津市内でも山国町の出羽（いずりは）の石畳や一ツ戸隧道（ひとつどずいどう）など往時をしのばせる場所はございます。しかしながら、中津市内の日田往還の多

くは道路工事や護岸工事で削平され消滅しており、かなりの範囲が原形をとどめていないのが現状です。当初の状況が残っていない場所や、ルートが特定されず推定の域を脱しないところまで含めた全ルートを「日田往還」として文化財指定することは難しいと考えます。

大塚議員から平成 19 年の古道復元作業のお話がありましたが、日田往還の文化財としての本格的調査は昭和 56 年にさかのぼります。文化庁の補助を受け大分県教育委員会が「歴史の道調査事業」として実施したもので、学識経験者が調査員となり詳細な調査を実施し、調査報告書も刊行されています。ルートの確定には主に元禄絵図を使用して現地調査を行っており、この調査成果が現状で把握しうる最も正確な情報と認識しております。

（２）今後の文化財調査の計画

アジア立命館太平洋大学の轟先生は「古道は欧米では一級の文化遺産とみなされていますが、日本では地域によりその認識がまちまちで、大分県内でも積極的に復元・活用されているところと、放置されているところに両極化しています。今回の活動を契機に、県内各地で古道復元の動きが活性化することを願います」と研究成果について述べています。

そこで、今後の市の指定に向けた、文化財調査の計画について伺います。

（答弁：社会教育課）

県の調査から 35 年が経過し、当時以上の調査成果をあげることは大変厳しいと考えられます。もし今後実態調査をするとすれば、県の調査成果からどれほど失われたかを調べる調査になります。

ただ、山国町の石畳や一ツ戸隧道などの残りのよい地点については、範囲の検討、地権者の調査、今後の活用、維持管理等の問題を考えあわせ、市の指定文化財にすべき案件かどうか検討した上で、調査が有効であると判断される箇所について実施したいと思います。

（３）日田往還（中津街道）を活かしたまちづくり

日田豆田町や青の洞門、中津城といった観光名所から、古い石畳や陰しい山道といった様々な顔を持つ全長約 50 キロの日田往還中津街道は、歴史的街道を活かしたまちづくりと観光資源としての活用が期待されます。そこで、日田往還（中津街道）を活かしたまちづくりについて伺います。

（答弁：総合政策課）

議員ご指摘のように、中津しもげ商工会が APU の轟先生、地元の文化財保護指導員、観光案内人の方々と協働で現地調査した結果を「～出かけんかエ、歩かんかエ～ 日田往還中津街道 旅案内」と題して発行しております。

残念ながら、こうした成果を今まで十分に情報発信・活用できていませんでしたが、今回 NPO 法人中津まちなみ会さんと総合政策課が毎年共催で開催している「歴史と浪漫を探訪する会」において、この日田往還道を辿る催しを 10 月 2 日、日曜日に開催する予定です。

今回の催しを契機に関係部署と協働で、地域活性化への活用について検討を進めます。

（まとめ）

現在、国土交通省の河川改修事業が実施されています。工事と連動した文化財指定に向けた中津街道の調査、復元に向けた整備を前向きに検討していただきたいと考えています。サイクリングロードと併せた日田往還（中津街道）を活かしたまちづくりを推進していただくことを強く求めて、今回の一般質問を終わります。